

(介 43)

令和2年5月12日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江 澤 和 彦

(公 印 省 略)

「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の一部訂正について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第64号）につきましては、本年4月7日付（介12）においてご連絡させていただいたところです。

しかしながら、厚生労働省より発出された通知内に、一部省令内容と齟齬があったことから、今般、厚生労働省より訂正通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

(添付資料)

○令和2年5月1日 介護保険最新情報 vol. 826

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 高齢者支援課、振興課、老人保健課

介護保険最新情報

今回の内容

「発出した通知の一部訂正について（通知）」について
計3枚（本紙を除く）

Vol.826

令和2年5月1日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3971、3979、3948）
FAX：03-3503-7894

老発0501第3号
令和2年5月1日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

発出した通知の一部訂正について（通知）

令和2年3月31日付けで、「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について」（令和2年3月31日老発0331第16号）が発出されたところですが、本通知について、一部省令内容と齟齬がございましたので、別紙のとおり訂正いたします。御了知の上、適正な運用に努められますよう、お願い申し上げます。

- 「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について（令和2年3月31日老発0331第16号）（抄）
 （下線の部分は修正部分）

訂正後	訂正前
<p>第1 改正省令の概要</p> <p>1 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）等の一部改正</p> <p>(1) 介護分野における文書負担軽減の観点から、老人福祉法施行規則に基づくサービスに関する届出等につき、以下の対応を行う。</p> <p>ア 老人居宅生活支援事業の開始・変更の届出 老人居宅生活支援事業の開始の届出の際、老人福祉法施行規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「条例、定款その他の基本約款」を「<u>届出者の</u>登記事項証明書又は条例」に、「主な職員の氏名及び経歴」を「主な職員の氏名」に変更するほか、同規則に基づき提出することとしている「収支予算書及び事業計画書」については提出を不要とする。</p> <p>また、老人居宅生活支援事業の変更の届出の際、同規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「条例、定款その他の基本約款」、「職員の定数及び職務の内容」及び「事業開始の予定年月日」については提出を不要とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請・変更の届出</p>	<p>第1 改正省令の概要</p> <p>1 老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）等の一部改正</p> <p>(1) 介護分野における文書負担軽減の観点から、老人福祉法施行規則に基づくサービスに関する届出等につき、以下の対応を行う。</p> <p>ア 老人居宅生活支援事業の開始・変更の届出 老人居宅生活支援事業の開始の届出の際、老人福祉法施行規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「条例、定款その他の基本約款」を「<u>登記事項証明書</u>又は条例」に、「主な職員の氏名及び経歴」を「主な職員の氏名」に変更するほか、同規則に基づき提出することとしている「収支予算書及び事業計画書」については提出を不要とする。</p> <p>また、老人居宅生活支援事業の変更の届出の際、同規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「条例、定款その他の基本約款」、「職員の定数及び職務の内容」及び「事業開始の予定年月日」については提出を不要とする。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請・変更の届出</p>

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請の際、老人福祉法施行規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「施設の地理的状況」、「土地建物の権利関係書類」及び「設置区域の市町村の同意書」については届出を不要とする。また、設置主体が地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤十字社である場合に届け出ることとしている事項のうち、「定款その他の基本約款」を「登記事項証明書」に変更するほか、「資産の状況」については届出を不要とする。

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の変更の届出の際、老人福祉法施行規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「土地又は建物に係る権利関係」、「職員の定数及び職務の内容」及び「事業開始の予定年月日」については提出を不要とする。

エ (略)

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の申請の際、老人福祉法施行規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「施設の長その他主な職員の氏名及び経歴」を「施設の長の氏名」に変更するほか、「施設の地理的状況」、「土地建物の権利関係書類」及び「設置区域の市町村の同意書」については届出を不要とする。また、設置主体が地方独立行政法人、社会福祉法人又は日本赤十字社である場合に届け出ることとしている事項のうち、「定款その他の基本約款」を「登記事項証明書」に変更するほか、「資産の状況」については届出を不要とする。

養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置認可の変更の届出の際、老人福祉法施行規則に基づき届け出ることとしている事項のうち、「職員の定数及び職務の内容」及び「事業開始の予定年月日」については提出を不要とする。

エ (略)